

## 令和8年度AKISTAプラットフォーム運営業務委託仕様書

### 1 目的

秋田県では、令和5年度に策定した「秋田スタートアップ・エコシステム形成に向けた基本方針」に基づき、令和6年度からスタートアップ支援の取組「AKISTA（アキスタ）」を開始している。

本業務は、県内外の民間企業・自治体等と連携した支援体制「AKISTAプラットフォーム」を運営し、関係者の連携によりスタートアップを効果的に支援する仕組みを構築していくことで、スタートアップの創出・成長促進及び県全体の機運醸成を図り、スタートアップ・エコシステムの形成を推進することを目的とする。

※企画・運営にあたっては下記を参照のこと

- ・（別紙）秋田スタートアップ・エコシステム形成に向けた基本方針
- ・秋田県起業・スタートアップポータルサイト「A-S-T-A」（以下、「A-S-T-A」という）内のスタートアップ特設ページ（<https://a-sta.a-iju.jp/startup>）

### 2 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 委託業務の内容等

AKISTAプラットフォームの事務局を県との役割分担のもと運営し、スタートアップの相談対応や伴走支援、各種イベント・情報発信等について企画・運営すること。

#### (1) AKISTAプラットフォームの運営

##### ① AKISTAコア会議の運営

- ・プラットフォームの中核を担うAKISTAコアの構成メンバー（以下、「コアメンバー」という。）と県等が、AKISTAの取組の方向性の検討や情報共有等を目的に意見交換する会議を、年3回程度開催すること。
- ・コアメンバーは5人程度とし、県が別途決定する。
- ・開催日時や内容は、県と協議の上決定すること。また、会場は県庁内の会議室を利用できるものとし、参加したコアメンバーに謝金・旅費を支払うこと。謝金は1回の参加につき3万円／人程度、旅費は実費相当分を想定しているが、受託者と県が協議の上、決定する。

##### ② AKISTAパートナーのリスト管理・登録

- ・AKISTAパートナー（以下、「パートナー」という。）は、本県のスタートアップ支援方針に賛同し、自身が持つネットワークやアセット・リソースを活用したスタートアップ支援が可能な者で、県内外の自治体・民間企業・金融機関・ベンチャーキャピタル・教育機関・支援団体等で構成される。（令和8年4月1日現在52者）
- ・県と協力し、プラットフォームに参画しているパートナーのリストを管理するとともに、必要に応じて新たなパートナー候補への打診や調整を行うこと。

##### ③ コアメンバーやパートナーとの連携・調整

- ・コアメンバーとパートナー（以下、「プラットフォーム構成者」という）の支援情報等を、プラットフォーム内で共有する仕組みを整備し、運用すること。
- ・プラットフォーム構成者が実施するスタートアップ支援の取組と、可能な限り連携してプラットフォームを運営すること。
- ・プラットフォーム構成者同士の交流のほか、プラットフォーム構成者と支援対象（県内外スタートアップやスタートアップ候補者）との交流を図ること。

##### ④ 市町村・支援機関向け勉強会の開催

- ・プラットフォームの体制を強化していくため、県内の市町村や商工団体等を対象に、スタートアップに対する理解促進や支援ノウハウの蓄積に効果的な勉強会を年2回程度企画し、開催すること。
- ・最終的な日時・内容・開催手法は、県と調整の上決定すること。対面開催の場合、会場は県庁内の会議室を利用できるものとする。講師やゲストへの謝金・旅費等を含む、開催に係る経費は受託者が負担すること。

## (2) スタートアップ等への相談対応の実施

### ① オンライン相談窓口の運営

- ・ 下記対象者の相談を受け付けるオンライン相談窓口を運営すること。

#### 【主な対象者】

- ア) 成長を目指す県内スタートアップ
- イ) 県内での実証実験を検討する県外スタートアップ
- ウ) スタートアップ型の起業を目指す者（学生等）
- ・ 相談フォームは、現在A-S-T-Aに設置しているものを継続使用することを想定しているが、県と協議の上、最終決定すること。
- ・ 各対象者の成長に効果的な相談体制や、プラットフォーム構成者・専門家・メンター等と連携した相談対応手法を、提案・実施すること。なお、専門家・メンター等への謝金等は受託者が負担すること。
- ・ 相談内容や対応実績のほか、その後の進捗についても可能な限り把握し、定期的にとりまとめ、県に報告すること。
- ・ プラットフォーム構成者と連携をとり、対象者に対し、オンライン相談窓口を周知し、活用を促すこと。

### ② 対面での相談交流機会の提供

- ・ ①の対象者をターゲットに、対面での相談機会の提供やプラットフォーム構成者等との交流により、成長を促すイベント・セミナーを年4回程度企画し、実施すること。
- ・ 実施にあたっては、対象者の参加促進や、将来的に対象者になりうる潜在層の掘り起こしに有効な日時・会場・内容とし、各回10～20名程度の参加を目標とすること。また、プラットフォーム構成者と積極的に連携すること。
- ・ 参加者へのアンケート等、効果測定の手法を提案・実施すること。

## (3) AKISTA認定スタートアップへの伴走支援等

- ・ 本県における成長ロールモデルの創出を目的に、県が選定する「AKISTA認定スタートアップ」に対し、成長促進のための伴走支援を実施すること。

#### 【伴走支援の対象】

- 1 令和7年度AKISTA認定スタートアップ2者  
認定期間：令和7年7月23日～令和9年3月31日  
本業務の伴走支援：本業務の契約日～令和9年3月31日
  - 2 令和8年度新たに選定するAKISTA認定スタートアップ2者程度  
認定期間：選定日～令和10年3月31日  
本業務の伴走支援：選定日～令和9年3月31日
- ・ 令和8年度の認定スタートアップは6月頃に別途県が審査会を開催し選定するが、審査会に参加する外部審査員（2名程度）に謝金・旅費を支払うこと。謝金は3万円／人程度、旅費は実費相当分を想定しているが、受託者と県が協議の上、決定する。
  - ・ 伴走支援の実施にあたっては、各認定スタートアップへのヒアリングに基づき成長目標を設定し、支援計画書を作成すること。
  - ・ 伴走支援の内容は、面談、プラットフォーム構成者・専門家・メンター等と連携した事業計画のブラッシュアップや資金・人材の獲得支援、PR支援等を想定しているが、受託者の知見やノウハウに基づく効果的な体制や手法を提案・実施すること。
  - ・ 面談の手法・回数は、支援計画や各スタートアップの状況に合わせて柔軟に対応するものとするが、少なくとも年3回は対面で実施すること。

## (4) 業務運営に係る留意事項

- ・ 業務実施にあたっては、本事業単体で完結させるのではなく、他のスタートアップ支援事業や関係機関の関連事業と効果的に連携し、スタートアップエコシステムの形成を促すこと。

## (5) 企画提案に係る留意事項

- ・ 提案する内容は、業務目的の達成に有効かつ実効性を備えているものとする。
- ・ 提案書には、各業務に関するスケジュール及び実施体制を示すこと。
- ・ 提案に係る経費の内訳を示すこと。

#### 4 実績報告

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、その他県が指示する資料等を提出すること。

#### 5 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 受託者は、本業務（再委託を含む。）を実施する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後にあっても同様とする。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。
- (4) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (5) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む。）及び業務の結果生じるその他の権利は県に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。